

忠岡町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

厳しい大阪の雇用失業情勢の改善と「就職にむけた支援が必要な人」に重点を置いた雇用・就労支援に取り組む「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の展開にむけ、大阪労働局・大阪府と緊密な連携を図りながら、さらなる雇用の確保・創出に努力してまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

これから成長が見込まれる分野等については、大阪労働事務局等関係機関・大阪府と密接な連携を図りながら、雇用創出の様々な手法を検討するとともに、地元商工会との連携も含め、本町独自の雇用創出のための事業を図ってまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

雇用確保さらに雇用の質の向上につきましては大変重要ですので、国及び大阪府ならびに各種関係機関との連携を図りながら、その推進に努めてまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

地域就労支援事業がより円滑に進められるよう、府開催の会議や研修会などを通じて情報交換を行い、ハローワークや泉州北障害者就業・生活支援準備センターなどの関係機関と有機的な連携を図っておりますが、とりわけフリーター・ニートとその保護者を対象に、専門のカウンセラ

一が自立・就労に係る様々な相談に応じる「大阪府若者サポートステーション」との連携も非常に重要と認識しています。

なお、今年の2月18日から21日にかけて34歳以下の若者の保護者を対象に、子どもの就職に悩む保護者・親からの相談を受ける「地域巡回相談会」を実施いたしました。これは「大阪府若者サポートステーション」と泉北3市1町が共同開催したもので、今後も当該サポートステーションとの広域的事業にも力を注いでまいります。

また、本町地域就労支援センターにお越しいただいた方につきましては、「一人でも相談に来られた人を就労につなげていく」という取り組みに全力を挙げてまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

今後とも大阪労働局・大阪府等との緊密な連携を図り、さらなる雇用対策事業・労働相談事業等の充実に努力してまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべての「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

「企業は人なり」です。将来の人材確保と育成は大変重要であり、国・大阪府及び各種関係機関と連携を図り、その推進に努めてまいります。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

大阪は古くからアジアのゲートウェイとして発展してきた歴史を有し、今でも全国に比べてアジアとの深い関係をもっています。例えば輸出入は、全国平均では4割強がアジア向けであるのに対し、近畿圏では6割がアジア向けとなっております。また、90年代以降中国やインドなどのアジア諸国は高い経済成長率を維持し、世界経済における存在感が増しております。

このような状況下で、大阪はアジアのゲートウェイとして大きく飛躍する好機を迎えており、この好機をうまく捉え、これからの大阪産業の拡大及び事業創出につながる施策を推進されるよう大阪府に対し要望してまいります。

3. 行財政改革施策

- (1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にC S R行政運営を構築すること。

(回答)

首長を含め全職員が自治体の社会的責任を意識したうえで法令遵守を基本に行財政改革に取り組み、情報公開・提供や行政への住民参加を積極的に行い、行財政運営の透明化を進めてまいります。

- (2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本町においては、「財政健全化計画」「集中改革プラン」及び「第2次財政健全化計画」を策定し、財政プライマリーバランス早期健全化実現にむけて自主財源の確保・充実、事務事業・公共施設見直し等の施策を進めております。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

- (1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

平成18年11月に泉州5市1町（高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町）で泉州北部小児初期救急広域センターを設置し、土曜・日曜・祝日の初期救急と二次救急との分離を図るとともに、患者がスムーズに受診できる体制を確保しております。

今後も町内医療機関や近隣医療機関とも十分な連携を保ちながら、地域住民の健康・福祉の向上に努め、地域医療体制の充実に努めてまいります。

- (2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

全戸配布しているパンフレットや広報誌等を活用して利用方法や制度理念等に関する知識の普及啓発に努め、介護保険制度に関して気軽に相談できる窓口体制の構築に努めます。

事業者に対しては、国・府からの最新情報等の連絡を迅速に行い、適切な給付実施を遂行するよう啓発に努めていきます。また、利用者と事業者の橋渡しを行う「介護相談員」を事業所等に派遣し、介護サービスの質的向上に努めます。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

多様なネットワークにおける人材及び相談窓口の活用により、地域包括支援センターの本来業務の効率化が図られ、センターの円滑な運営が行われております。また、地域包括支援センター運営協議会には被保険者代表が委員としてすでに参加しております。

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢者が生きがいに満ちた生活を送るとともに、地域の発展のために活躍できる環境づくりに努めます。また、年齢・体力・健康状況・趣味社会体験など、様々な高齢者ニーズに対応できるよう、多様な学習機会の充実に努めます。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度等の運営につきましては、実施機関である大阪府と緊密な関係を構築しており、また、専属のケースワーカーを配置し、日常的な窓口相談対応等を実施しております。

雇用に関し本町では、就労支援計画の特性や就労支援の基本方針を定めた「忠岡町就労支援計画」を平成15年度に策定し、また同年度に雇用・就労支援事業の拠点であり就労問題に関する相談や求人・求職情報の提供窓口となる「地域就労支援センター」を設立し、就労支援事業を推進しており、今後は広域的な取り組みである阪南自治体労働行政協議会・泉北ブロック労働行政等の推進事業に参画し、各市町村のノウハウを吸収するとともに、労働関係機関やその他団体と密接な連携のもとで地域就労支援センターの充実に努め、自立につながるシステムの構築を図ってまいります。

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患

者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

関係機関と連携し、啓発活動に努めてまいります。

5. 子ども・教育施策

- (1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。
- (2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(一括回答)

(1)・(2)について、厳しい財政状況のなか、待機児童の解消及び延長保育等の拡充に努め、子育て支援等についても、近隣市町の今後の動向を見ながら進めてまいります。また、今後も人材育成のための研修等について積極的に取り組んでまいります。

- (3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

本町では一小学校区に1ヶ所学童保育を開設しています。平成19年夏に、障害児の受け入れのため室内用の改修を実施したところです。また、指導員と担当課で運営についての話し合いを随時行い、学童保育の運営上の問題点等の把握・改善に努めております。

- (4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

子どもの安全確保は重要課題と認識しています。子どもの安全確保のため、忠岡町すこやかネ

ット・忠岡町青少年問題協議会や町内各種団体と協同し、登下校時を中心に児童・生徒の安全確保を行っております。また、コーディネーターの配置については今後検討してまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

進路選択支援基準として、中学3年生の生徒及び保護者に対し、大阪府育英会奨学制度等の説明会を開催するとともに、奨学金申請時の個別相談等を実施しております。奨学援助費については、生活保護基準の1.2倍の所得までを受給対象としております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

人権相談事業の充実は、複雑・深刻化した人権問題の早期解決にむけての重要な施策と認識しており、相談内容の集約・分析を行うことが今後の施策展開に必要不可欠です。忠岡町人権協会をはじめ庁内関係部局が一体となり相談者のニーズに対応できるよう、相談・支援事業の推進を図り、人権行政の課題解決にむけた取り組みを効率的・効果的に推進するとともに、人権侵害根絶の啓発に努めてまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本町では男女共同参画行動計画は未策定です。町財政が非常に厳しい状況にありますので、「忠岡町総合計画」の策定（平成22年度）にあわせ、一体となって策定してまいります。また、審議会等委員への女性登用を図り、町行政における女性の参画を推進してまいります。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

男女共同参画推進条例につきましても、(1)の回答にあわせ、今後、男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った条例策定にむけ努力してまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

相談窓口につきましては、本町働く婦人の家（教育委員会）におきまして、月1回専門相談員による「女性の悩み相談」を実施し、忠岡町役場人権平和室におきましても「人権なんでも相談」や人権擁護委員による人権相談を月1回行うとともに、町広報紙等を活用し住民への周知を進めております。

DV防止法に対応した対策の充実等につきましては、今後各関係機関と連携を密にし、調査・研究を行ってまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

男性の育児休業取得を促進するため、大阪府や関係機関と連携を図り、次世代につながる育児支援対策を確立し、推進してまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本町の「地球温暖化対策実行計画」は平成20年度に見直しを予定しており、大阪府・各市町村・各団体との連携が計画見直しのうえで必要不可欠と理解しておりますので、今後も連携を緊密に協同して取り組むとともに、住民・企業に対し啓発等推進してまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

本町で実施可能な部分については十分検討し、府と連携を図り、より実効のある取り組みを推進してまいります。また、緑化面積の拡大につきましても微増ではありますが、今後も積極的に推進してまいります。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

本町におきましては、工場や事業所・家庭でできる地球温暖化対策として、身近な行動実践を呼びかけるなどの啓発活動等に積極的に取り組み推進してまいります。

(2)「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を、早期に全国平均並み(19.0%)にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本町は、平成18年11月「分別収集運搬等計画書」を策定し、ごみの有料化に伴うごみの発生抑制・減量化の推進、資源回収の促進等の施策も見直し、リサイクル率の向上を図るため、生ごみのコンポスト化・堆肥化の促進及び分別収集の拡大、有害物集団回収品目の拡大等施策を行い、住民に対する啓発活動及び出前講座等を展開し、府及び各方面や学校等と連携を図り推進してまいります。また白色トレイ・その他プラスチック類の回収についても早急に取り組む計画です。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増

設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

本町は、平成19年10月に粗大ごみ収集有料化を実施し、また一般家庭ごみについては平成20年10月に有料化を実施する予定です。それに伴い不法投棄の多発が予測されることから、「不法投棄等防止対策連絡会（仮称）」を設立する予定で、現在関係機関と調整中です。なお、この連絡会が設立されれば監視パトロールの強化や地域住民との連携による協力体制が確立されるため、早急に進めてまいります。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本町は河川の水質汚濁及び水資源の保全を目的とした、大津川水域水質保全対策協議会（3市1町）に参画し、調査事業（水質・底質・生活排水及び水路）、監視事業（河川パトロール・不法投棄パトロール）、啓発事業（広報掲載活動・街頭啓発・美化活動・各市町のイベントでの啓発活動・住民及び各種団体への支援ならびに表彰）等長年にわたり各種事業を展開しており、今後も続けてまいる所存です。また海の汚染についても、大阪湾環境保全対策協議会等を通じ広く地域住民等に対する広報活動を展開するよう要請するとともに、本町の広報を通じ啓発活動に取り組んでまいります。

また、下水道パンフレットの作成及び配布、広域的に行われる下水道関連行事（下水道の日等）への参加（標語入り横断幕などの掲示、小中学生を対象としたポスターや標語のコンクールへの参加依頼）、町広報誌に下水道に関する記事を継続的に掲載するなどの広報活動を実施することで、住民等に水の重要性を再確認していただき、またその水を守り再生させ、活用するために貢献している事業が下水道事業であることがより多くの人に理解され、ご協力いただけるよう努めてまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「忠岡町地域防災計画」につきましては平成16年度に見直しを行い、同時に「津波ハザードマップ」を全戸に配布いたしました。平成19年度には「洪水ハザードマップ」の作成と住民への配布を予定しております。また、現在の「忠岡町既存建築物耐震改修促進実施計画」を、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」との整合を図って見直し、本町における住宅・建築物の耐

震診断及び耐震改修を促進するための「忠岡町耐震改修促進計画」を策定中です。

地域防災計画などの防災対策の補強につきましては、計画の見直し時に大阪府及び関係機関との協議ならびに全庁的な意見聴取等を行い、さらに検討を重ねてまいります。

災害時用の食糧備蓄の点検等につきましては、毎年度食糧備蓄の整備をしており、点検につきましても随時取り組んでおります。

防災訓練につきましては毎年開催しており、平成19年度におきましては、住民参加型に重きを置いて実施いたしました。平成20年度においても地域住民が参加しやすい住民体験型訓練をめざしてまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

（回答）

学校校舎の耐震化率100%達成は急務であると認識しています。国土交通省において耐震診断への補助制度がありますので、その制度を利用して耐震診断を進め、交付金については府教育長会を通じ要望してまいります。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

（回答）

AEDの有効性は各地で実証されています。本町におきましても、平成19年度は庁舎・スポーツセンター・新浜テニスコート及び忠岡中学校に設置し、平成20年度は小学校への設置を予定しております。小学校設置分につきましては、隣接する幼稚園等と共用するため、幼児対応型のAEDを設置する予定です。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

（回答）

国及び府は、今後の農地政策のひとつに遊休農地（休耕地・耕作放棄地）の解消を挙げ、その解消策のひとつに市民農園等への利用を挙げているところです。本町は現在4ヶ所を貸し菜園に利用しておりますが、今後も休耕地等の有効活用につきまして、国及び府と連携を図りながら検討してまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

（回答）

本町では、「開発及び建築行為に関する指導要綱」に基づき、一定基準により敷地内確保での駐車場の附置義務を指導しています。また駅周辺及び商業地は密集市街地であり公営駐車場等の確保が難しいことから、今後駅前再開発等を計画するなかで検討してまいります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

（回答）

来るべき高齢社会にむけ、高齢者や身体障害者をはじめすべての住民が自立した日常生活及び社会生活を営むことのできる社会を構築することは急務の課題と認識し、すべての人々が安全で快適な日常生活を営めるよう「福祉のまちづくり」を進めております。

道路・交通機関等におきましては、駅前段差や歩道の切り下げ、側溝蓋改修、また公園における出入口の福祉対応ゲート設置を完了し、本町に1ヶ所ある平面駅は、すでに駅入口の段差の解消及び改札口の車椅子対応ならびにプラットホームへのスロープ等の整備が行われております。

今後も、公共施設や道路・公園などの改善・改良を積極的に推進してまいります。また財政的補助・支援につきましては、地域住民の方々のご理解・ご協力も必要であり、町の財政状況等を勘案しながら検討してまいります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

（回答）

交通事故抑止に関しましては、各種交通安全教室をはじめ街頭啓発等により歩行者・自転車利用者・自動車運転者など、それぞれの立場での交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、住民個々の交通安全に対する意識を高め交通事故防止を図ります。

自転車専用レーンの設置及び拡充につきましては、今後町の財政状況等を見ながら検討してまいります。また、歩車分離信号の拡充については、所轄警察に要請等を行ってまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドやレンタサイクルの取り組みについては、駅周辺が密集市街地であり、用地確保の困難さや厳しい財政状況から、今後駅前再開発等を計画するなかで検討してまいります。

11. 独自要請

地域医療体制の確立について、泉州地域における医療体制の充実を図るため、周産期医療センターの設立にあたっては周辺市町の実質的な支援と連携を講じること。

(回答)

近隣市町と連携・協力し、緊密に取り組む努力をしてまいります。